

No	29-01
----	-------

新発田市個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	水田台帳システム
機関の名称	新発田市農業再生協議会
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	新発田市農林水産課
個人情報ファイルの利用目的	農業生産者の耕作状況を管理し、交付金の算定に用いるため。
記録される項目	氏名、性別、生年月日、年齢、住所、連絡先、口座情報
記録される個人の範囲	農地の権利を有している者
記録される個人情報の収集方法	本人から直接
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	☒ 含まない ☐ 含む
記録情報の経常的提供先	☐ なし ☒ あり⇒提供先（北陸農政局新潟県拠点）
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）新発田市農林水産課 （所在地）新発田市住田510番地
訂正及び利用停止に関する他の法令（法律又はこれに基づく命令）の規定による特別の手続	☒ なし ☐ あり⇒根拠法令（ ）
個人情報ファイルの種別	☒ 電子計算機処理に係る個人情報ファイル（法第60条第2項第1号） ☐ マニュアル処理に係る個人情報ファイル（法第60条第2項第2号）

No	29-02
----	-------

新発田市個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	松くい虫防除事業における作業の実施意向確認書送付者名簿
機関の名称	新発田市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	新発田市農林水産課
個人情報ファイルの利用目的	松くい虫防除作業の実施意向書送付のため
記録される項目	氏名、住所、納税義務者住所、納税義務者氏名
記録される個人の範囲	松くい虫防除事業を実施する土地の所有者
記録される個人情報の収集方法	林地台帳
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	☒ 含まない ☐ 含む
記録情報の経常的提供先	☒ なし ☐ あり⇒提供先（ ）
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 新発田市農林水産課 (所在地) 新発田市住田510番地
訂正及び利用停止に関する他の法令（法律又はこれに基づく命令）の規定による特別の手續	☒ なし ☐ あり⇒根拠法令（ ）
個人情報ファイルの種別	☐ 電子計算機処理に係る個人情報ファイル（法第60条第2項第1号） ☒ マニュアル処理に係る個人情報ファイル（法第60条第2項第2号）

No	29-03
----	-------

新発田市個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	林地台帳
機関の名称	新発田市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	新発田市農林水産課
個人情報ファイルの利用目的	森林整備の実施や森林法に基づく届出事務を行うため
記録される項目	氏名、住所、納税義務者住所、納税義務者氏名
記録される個人の範囲	市内に保安林、森林法第5条に定められた土地を所有している者
記録される個人情報の収集方法	課税台帳
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	☒ 含まない ☐ 含む
記録情報の経常的提供先	☒ なし ☐ あり⇒提供先（ ）
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 新発田市農林水産課 (所在地) 新発田市住田510番地
訂正及び利用停止に関する他の法令（法律又はこれに基づく命令）の規定による特別の手續	☒ なし ☐ あり⇒根拠法令（ ）
個人情報ファイルの種別	☒ 電子計算機処理に係る個人情報ファイル（法第60条第2項第1号） ☐ マニュアル処理に係る個人情報ファイル（法第60条第2項第2号）

No	29-04
----	-------

新発田市個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	保安林台帳
機関の名称	新発田市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	新発田市農林水産課
個人情報ファイルの利用目的	森林整備の実施や森林法に基づく届出事務を行うため
記録される項目	氏名、住所、納税義務者住所、納税義務者氏名
記録される個人の範囲	市内の保安林に定められた土地を所有している者
記録される個人情報の収集方法	課税台帳
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	☒ 含まない ☐ 含む
記録情報の経常的提供先	☒ なし ☐ あり⇒提供先（ ）
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 新発田市農林水産課 (所在地) 新発田市住田510番地
訂正及び利用停止に関する他の法令（法律又はこれに基づく命令）の規定による特別の手続	☒ なし ☐ あり⇒根拠法令（ ）
個人情報ファイルの種別	☐ 電子計算機処理に係る個人情報ファイル（法第60条第2項第1号） ☒ マニュアル処理に係る個人情報ファイル（法第60条第2項第2号）

No	29-05
----	-------

新発田市個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	滝谷森林公園利用者名簿
機関の名称	新発田市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	新発田市農林水産課
個人情報ファイルの利用目的	利用者把握のため
記録される項目	氏名、住所、電話番号
記録される個人の範囲	施設利用者
記録される個人情報の収集方法	本人から取得
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	☒ 含まない ☐ 含む
記録情報の経常的提供先	☒ なし ☐ あり⇒提供先（ ）
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 新発田市農林水産課 (所在地) 新発田市住田510番地
訂正及び利用停止に関する他の法令（法律又はこれに基づく命令）の規定による特別の手続	☒ なし ☐ あり⇒根拠法令（ ）
個人情報ファイルの種別	☐ 電子計算機処理に係る個人情報ファイル（法第60条第2項第1号） ☒ マニュアル処理に係る個人情報ファイル（法第60条第2項第2号）

No	29-06
----	-------

新発田市個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	有機資源センター堆肥販売台帳
機関の名称	新発田市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	新発田市農林水産課
個人情報ファイルの利用目的	有機資源センター堆肥利用者の情報を管理し、堆肥の配達先や販売代金の送付先等を確認するため。
記録される項目	氏名、住所、電話番号、堆肥配達先、口座保有状況
記録される個人の範囲	堆肥利用希望者
記録される個人情報の収集方法	本人または顧客から収集
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	☒ 含まない ☐ 含む
記録情報の経常的提供先	☐ なし ☒ あり⇒提供先（北新潟農業協同組合、NPO法人ユ－＆ミーの会、作業委託業者）
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）新発田市農林水産課 （所在地）新発田市住田510番地
訂正及び利用停止に関する他の法令（法律又はこれに基づく命令）の規定による特別の手続	☒ なし ☐ あり⇒根拠法令（ ）
個人情報ファイルの種別	☐ 電子計算機処理に係る個人情報ファイル（法第60条第2項第1号） ☒ マニュアル処理に係る個人情報ファイル（法第60条第2項第2号）

No	29-07
----	-------

新発田市個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	地域内の農業を担う者一覧
機関の名称	新発田市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	新発田市農林水産課
個人情報ファイルの利用目的	10年後の地域農業を担う者を把握するもの。
記録される項目	氏名
記録される個人の範囲	農業者
記録される個人情報の収集方法	農地台帳、関係者から収集
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	☒ 含まない ☐ 含む
記録情報の経常的提供先	☐ なし ☒ あり⇒提供先（新発田市農業委員会事務局）
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）新発田市農林水産課 （所在地）新発田市住田510番地
訂正及び利用停止に関する他の法令（法律又はこれに基づく命令）の規定による特別の手續	☒ なし ☐ あり⇒根拠法令（ ）
個人情報ファイルの種別	☐ 電子計算機処理に係る個人情報ファイル（法第60条第2項第1号） ☒ マニュアル処理に係る個人情報ファイル（法第60条第2項第2号）